平成２４年（フ）第３６号
横浜市南区平楽17番地　三和荘Ｈ号
債務者　高橋　輝幸
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９３号
横浜市神奈川区三ツ沢南町４番34号　メゾンフレーズ102号
債務者　中田　和男
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１３号
神奈川県藤沢市大庭5342番地の９　グランメールＢ102
債務者　櫻田千沙都
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６３４号
東京都町田市図師町612番地８リバティハイム201
債務者　金井　厳志
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４４号
静岡県磐田市一言3245番地　グリーンヒルズＢ―203
債務者　日野ハルミこと　サイジョウ　フラビア　ハルミ
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４９号
静岡県浜松市北区三方原町2733番地の２
債務者　渥美　光代
1　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
岡山市北区中仙道１丁目３番11号　中仙道富士ビル５階501号室
債務者　栗田　浩二
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１号
釧路市鳥取北９丁目５番11号　ゴリラハウスＧ―５号室
債務者　廣澤　由美
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２６号
北海道白糠郡白糠町東２条北１丁目２番地80
債務者　岸村　奈緒
1　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第８１６号
川崎市宮前区有馬５―16―７―202、住民票上の住所川崎市宮前区初山２丁目19番８号メゾンベール202
債務者　中山　美和（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１８号
川崎市多摩区登戸175番地　第２ふじたけマンション105
債務者　木村　　裕
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１２９５号
埼玉県さいたま市西区大字内野本郷438番地10
債務者　石川　重忠
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３４４号
東京都台東区清川２丁目28―１　旅館福しま
債務者　西山　静男
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３５３号
東京都杉並区上井草２丁目31―23―101
債務者　伊藤　耶恵（旧姓高科）
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３６０号
千葉県松戸市栗ケ沢771―201
債務者　坂井　雅之
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部